

地質・土質調査業務共通仕様書改訂(新旧対照表)

【改訂】令和7年4月	【現行】平成28年4月
第1章 総則 第1条 適用 【略】	第1章 総則 第1条 適用 【略】
第2条 用語の定義 【略】 一～二 【略】 三「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員及び主任調査員を総称していう。 <u>調査職員は、原則として総括調査員及び主任調査員各1名の計2名とする。ただし、当初契約時での当初設計金額が100万円未満のものについては、主任調査員1名とすることができる。</u> 四「総括調査員」とは、 <u>主に</u> 、受注者に対する指示、承諾、協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託のとりまとめを行う者をいう。 <u>総括調査員は、原則として次の技術職員に下命するものとする。</u> <u>ア 本庁各課及び局、各出先機関(駐在所は除く。)</u> <u>当該設計業務等委託を監督する担当の主幹又は副主幹とする。ただし、所属長が必要と認めるときは、専任主幹、専任副主幹、専任主査、専任技師、専門主幹又は専門技師に下命することができる。</u> <u>イ 各駐在所</u> <u>当該設計業務等委託を監督する担当の駐在所長又は主任とする。</u> 五「主任調査員」とは、 <u>主に</u> 、受注者に対する指示、承諾及び協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査 <u>で重要なもの</u> の処理、関連業務との調整(重要なものを除く。)の処理を行う者をいう。 また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託のとりまとめを行う者をいう。 六～二十九 【略】 三十「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、 <u>口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。この場合において、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u> 三十一「電子納品」とは、 <u>電子成果品を納品することをいう。</u> 三十二「情報共有システム」とは、 <u>調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> <u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途書面での提出は不要とする。</u> 三十三「書面」とは、 <u>発行年月日を記録し、記名、署名又は押印したものを有効とする。</u> <u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名、署名又は押印がなくても有効とする。</u> 三十四～四十二 【略】	第2条 用語の定義 【略】 一～二 【略】 三「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員及び主任調査員を総称していう。 四「総括調査員」とは、受注者に対する指示、承諾、協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託のとりまとめを行う者をいう。 五「主任調査員」とは、受注者に対する指示、承諾、協議(重要なものを除く)の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査の処理、関連業務との調整(重要なものを除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認められる場合における総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託のとりまとめを行う者をいう。 六～二十九 【略】 三十「連絡」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。 <u>ア緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u> <u>イ電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u> 三十一～三十九 【略】
第3条 受発注者の義務 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。 <u>2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u> 3 受注者は、 <u>地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u>	第3条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。
第4条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(宮崎県の休日)を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項各号に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため、調査職員との打合せを行うことをいう。	第4条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため、調査職員との打合せを行うことをいう。
第5条～第7条 【略】	第5条～第7条 【略】
第8条 管理技術者 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2 【略】 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4～5 【略】	第8条 管理技術者 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)若しくは業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4～5 【略】

【改訂】令和7年4月	【現行】平成28年4月
6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	追加
7 【略】	6 【略】
現行どおり	第9条 照査技術者及び照査の実施 1～2 【略】
二 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	二 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
三～四 【略】	三～四 【略】
五 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告書完了時における全体の照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名、署名又は押印のうえ管理技術者に提出するものとする。	五 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告書完了時における全体の照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
3 【略】	3 【略】
第10条 担当技術者 【略】	第10条 担当技術者 【略】
第11条 提出書類 1～2 【略】	第11条 提出書類 1～2 【略】
3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、県の休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き15日以内に、訂正時は適宜、調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、前3条により定めた技術者とする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（県の休日を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、県の休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き15日以内に、書面により調査員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務契約書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（県の休日を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
第12条 打合せ等 1～4 【略】	第12条 打合せ等 1～4 【略】
6 調査職員及び受注者は、「働く場の環境改善に向けたウィークリースタンス等の推進」に努める（ワンダーレスポンスを含む。）。	追加
6 調査職員は、建設関連業務における配置技術者の同一性の確認要領（平成21年7月6日技術企画課）に基づき、配置技術者の同一性の確認を行うこととする。	追加
第13条 業務計画書 受注者は、契約締結後14日（県の休日を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。	第13条 業務計画書 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 一 業務概要 二 実施方針 三 業務工程 四 業務組織計画 五 打合せ計画 六 成果物の内容、部数 七 使用する主な図書及び基準 八 連絡体制（緊急時含む。） 九 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする。） 十 仮設備計画 十一 その他 二 実施方針又は十一 その他には、第32条個人情報の取扱い、第33条安全等の確保及び第37条に関する行政情報流出防止対策に定める事項も含めるものとする。 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。	2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 一 業務概要 二 実施方針 三 業務工程 四 業務組織計画 五 打合せ計画 六 成果物の内容、部数 七 使用する主な図書及び基準 八 連絡体制（緊急時含む。） 九 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする。） 十 仮設備計画 十一 その他 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
現行どおり	3～4 【略】
第14条 資料の貸与及び返却 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。ただし、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これによらない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。	第14条 資料の貸与及び返却 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2～4 【略】	2～4 【略】
第15条～第17条 【略】	第15条～第17条 【略】
第18条 成果物の提出 1～4 【略】	第18条 成果物の提出 1～4 【略】
5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。	
6 成果物は、電子媒体（CD、DVD等）を2部提出するものとする。その際には、宮崎県電子納品チェッカーによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。また、電子納品にあわせて、紙媒体の成果物を1部提出するものとする。なお、提出にあたっては、パイプファイル等に簡便に綴じてよいものとする。	5 成果物は、電子媒体（CD-R）を2部提出するものとする。その際には、宮崎県電子納品チェッカーによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。また、電子納品にあわせて、紙媒体の成果物を1部提出するものとする。なお、提出にあたっては、パイプファイル

【改訂】令和7年4月	【現行】平成28年4月
第19条～第20条【略】	第19条～第20条【略】
第21条 修補 受注者は、修補を速やかに行わなければならない。	第21条 修補 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
第22条～第23条【略】	第22条～第23条【略】
第24条 1～2【略】 3 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、 <u>契約書第22条の規定に基づき</u> 、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4【略】	第24条 1～2【略】 3 受注者は、 <u>契約書第22条の規定に基づき</u> 、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4【略】
第25条～第26条【略】	第25条～第26条【略】
第27条【略】 一【略】 二 契約書第40条に規定する <u>契約不適合</u> 責任に係る損害が生じた場合 三【略】	第27条【略】 一【略】 二 契約書第40条に規定する <u>瑕疵</u> 責任に係る損害が生じた場合 三【略】
第28条【略】	第28条【略】
第29条 再委託 【略】 <u>2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</u> 3～4【略】	第29条 再委託 【略】 <u>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u> 3～4【略】
第30条～第31条【略】	第30条～第31条【略】
第32条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u> 、宮崎県個人情報保護条例（平成14年10月4日条例第41号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～5【略】 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 <u>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u> 7～8【略】 9 <u>個人情報の管理の確認は次の各号のとおりとする。</u> <u>一 受注者は、取り扱う個人情報の秘密性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘密性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</u> <u>二 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</u> 10～11【略】	第32条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、宮崎県個人情報保護条例（平成14年10月4日条例第41号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～5【略】 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 7～8【略】 9 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 10～11【略】
第33条～第38条【略】	第33条～第38条【略】
第39条 <u>保険加入の義務</u> <u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u> <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u>	追加 追加
第2章 機械ボーリング 第40条～第41条【略】	第2章 機械ボーリング 第39条～第40条【略】
第42条 調査等【略】 2～3【略】 4 掘進 <u>一 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</u> <u>二 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、若しくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</u> <u>三 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</u> <u>四 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</u> <u>五 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締めり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。</u>	第41条 調査等【略】 2～3【略】 4 掘進 <u>一 掘進は、地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。</u> <u>二 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。</u> <u>三 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、若しくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</u> <u>四 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</u> <u>五 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</u> <u>六 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締めり具合に</u>

【改訂】令和7年4月	【現行】平成28年4月
△ 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておくなければならない。 土 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。 △ コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。 九 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。 土 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。 5 検尺 一 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。 二 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会又は遠隔臨場の上、ロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き全ロッド長の確認を行うものとする。 6 【略】	七 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておくなければならない。 八 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。 九 コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。十 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。 十一 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。 5 検尺 一 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。 二 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえ、ロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。 6 【略】
第43条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む。) 二 作業時の記録およびコアの観察によって得た事項は、ガイドラインに従い、柱状図に整理し提出するものとする。 三 採取したコア提出の要否は調査職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 四 コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。	第42条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む。) 二 作業時の記録およびコアの観察によって得た事項は、ガイドラインに従い、柱状図に整理し提出するものとする。 三 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 四 コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。
第3章 サンプリング 第44条～第47条 【略】	第3章 サンプリング 第43条～第46条 【略】
第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験 第48条 目的 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。	第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験 第47条 目的 標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。
第49条～第50条 【略】	第48条～第49条 【略】
第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験) 第51条 目的 スクリューウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	第2節 スウェーデン式サウンディング試験 第50条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。
第52条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1221(スクリューウエイト貫入試験方法(旧 スウェーデン式サウンディング試験方法))によるものとする。 2～4 【略】	第51条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)によるものとする。 2～4 【略】
第53条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む。) 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1221(スクリューウエイト貫入試験方法(旧 スウェーデン式サウンディング試験方法))により整理し提出するものとする。	第52条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む。) 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1221(スウェーデン式サウンディング試験方法))により整理し提出するものとする。
第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験 第54条 目的 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。	第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験 第53条 目的 オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。
第55条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)によるものとする。 2～3 【略】	第54条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)によるものとする。 2～3 【略】
第56条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図、調査位置平面図 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法))により整理するものとする。	第55条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図、調査位置平面図 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法))により整理するものとする。
第4節～第5節 第57条～第62条 【略】	第4節～第5節 第56条～第61条 【略】

【改訂】令和7年4月	【現行】平成28年4月
第5章 原位置試験 第1節 孔内水平載荷試験 第63条 目的【略】	第5章 原位置試験 第1節 孔内水平載荷試験 第62条 目的【略】
第64条 試験等試験方法及び器具は、JGS 1531「 <u>地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験</u> 」、JGS 3531「 <u>地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験</u> 」及びJGS 3532「 <u>ボアホールジャッキ試験II</u> 」によるものとする。	第63条 試験等試験方法及び器具は、JGS1421(孔内水平載荷試験方法【 <u>地盤のプレッシャーメータ試験</u> 】)によるものとする。
現行どおり	2～3【略】
第65条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。一試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 二荷重強度－変位曲線 三地盤の変形係数 四試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1531「 <u>地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験</u> 」、JGS 3531「 <u>地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験</u> 」及びJGS 3532「 <u>ボアホールジャッキ試験II</u> 」により整理し提	第64条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 一試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 二荷重強度－変位曲線 三地盤の変形係数 四試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1421(孔内水平載荷試験方法【 <u>地盤のプレッシャーメータ試験</u> 】)により整理し提出するものとする。
第2節～第8節 第66条～第86条【略】	第2節～第8節 第65条～第85条【略】
第6章～第7章【略】 第87条～第92条【略】	第6章～第7章【略】 第86条～第91条【略】
第8章 物理探査 第1節弾性波探査 第93条 目的【略】	第8章 物理探査 第1節弾性波探査 第92条 目的【略】
第94条 業務内容【略】 一～六【略】 <u>七 照査</u> <u>計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</u> <u>八【略】</u>	第93条 業務内容【略】 一～六【略】 追加 七【略】
第2節【略】 第95条～第95条【略】 第96条 業務内容 業務内容は、次の各号の定めるところによる。 一計画準備 第94条第1項第一号に準じるものとする。 二～六【略】 七報告書作成 第94条第1項第 <u>八</u> 号に準じるものとする。	第2節 電気探査(比抵抗二次元探査) 第94条【略】 第95条 業務内容 業務内容は、次の各号の定めるところによる。 一計画準備 第93条第1項第一号に準じるものとする。 二～六【略】 七報告書作成 第93条第1項第 <u>七</u> 号に準じるものとする。
第9章地すべり調査 第97条【略】	第9章地すべり調査 第96条【略】
第98条 計画準備 1 第94条第1項第一号に準じるものとする。 2【略】	第97条 計画準備 1 第93条第1項第一号に準じるものとする。 2【略】
第99条【略】	第98条【略】
第100条 移動変形調査 【略】	第99条 移動変形調査 【略】
第101条 <u>雨量観測</u> <u>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。</u> <u>計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</u>	追加
第102条～107条【略】	第100条～105条【略】